

社会福祉法人 椎原寿恵会

遊 逢

(指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護)

重要事項説明書

* 本事業所では、利用者に対して介護保険法に基づく認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護サービスを提供します。当サービスの利用は、原則として介護認定を受けている方が対象となります。

****目次****

重要事項説明書

社会福祉法人 椎原寿恵会

遊 逢

(介護保険事業者指定番号 第 4691100111号)

遊逢重要事項説明書

1. 事業者

- (1) 事業所名 遊 逢
- (2) 所在地 鹿児島県南さつま市加世田内山田2580番地
- (3) 電話番号 0993-78-3022
- (4) 管理者名 岩崎 あゆみ

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護
平成25年11月1日指定
第 4691100111

(2) 事業所の目的

要介護状態又は要支援状態にある認知症の者に対し、家庭的な環境のもとで個別的なケアを行い、認知症の進行を緩やかにしてご家族を支援するとともにご利用者のADL(日常生活動作)の維持とQOL(生活の質)の向上を図り、安心と尊厳のある生活を可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(3) 事業所の運営方針

事業者の従業者は、要支援者、要介護者が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、個別性を重視した脳活性化プログラムを用いて、機能の維持回復に努めるとともに、運動療法その他必要な介護を行なうことにより、ご利用者の心身の機能の維持回復を図る。

(4) 通常の事業の実施地域

南さつま市

(5) 営業日及び営業時間

営 業 日：月曜日～土曜日

休 日：日曜日、12月31日～1月2日

営 業 時 間：午前8時00分～午後5時00分

サービス提供時間：午前9時00分～午後4時10分（延長対応可）

(6) 利用定員

1日に通所介護のサービスを提供する定員は12名

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

- (1) 管理者 1名（常勤・兼務）

管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 2名以上（兼務）

生活相談員は、ご利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業所他の機関との連携において必要な役割を果たす。

(3) 機能訓練指導員 1名（常勤（非常勤）・兼務）

機能訓練指導員は、ご利用者のADL及び身体の状態を評価し、機能の維持向上に必要な訓練及び指導を行う。

(4) 看護職員 1名以上（常勤（非常勤）・兼務）

看護職員は、ご利用者の心身の状態の把握、処置等を実施する。また、職員の健康管理も行う。

(5) 介護職員 2名以上（常勤換算）

介護職員は、通所介護の提供にあたりご利用者の心身の状況などを的確に把握し、ご利用者に対し適切な介助を行う。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

①日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行います。

〔排泄・入浴・食事・移動その他必要な身体の介護、送迎前後の自宅での更衣介助や戸締り服薬の確認など〕

②健康状態の確認

ご利用者の健康状態をチェックいたします。

③機能訓練サービス

ご利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するため、並びにご利用者の心身の活性化を図るための各種サービス（アクティビティサービス）を提供いたします。

④認知機能訓練サービス

認知症の進行を緩やかにすることを目的としたご利用者の個々の状況に応じた認知機能訓練を行ないます。（役割療法、回想療法、運動療法）

⑤送迎サービス

障害の程度、地理的条件により送迎を必要とするご利用者については専用車両により送迎を行ないます。また、必要に応じて送迎車両への昇降及び移動の介助を行ないます。

⑥入浴サービス

入浴、清拭を行ないます。

⑦口腔ケアサービス

咀嚼状態の観察、食後の歯磨き介助、口腔内の観察を行ないます。

⑧食事サービス

ご利用者の身体の状態及び嗜好、季節感を考慮した食事を提供します。

⑨相談、助言などに関すること

ご利用者及びそのご家族の日常生活における介護などに関する相談及び助言などを行ないます。

(2) サービス利用料金

介護保険制度では、要介護認定によって利用料が異なります。

以下は、1日あたりの自己負担分の目安です。

● 1割負担

項 目	①基本料	②入浴加算	サービス提供 体制加算 I	食 費	ご利用者負担額
要支援 1	773円	40円	22円	550円	1,385円
要支援 2	864円	40円	22円	550円	1,476円
要介護 1	894円	40円	22円	550円	1,506円
要介護 2	989円	40円	22円	550円	1,601円
要介護 3	1,086円	40円	22円	550円	1,698円
要介護 4	1,183円	40円	22円	550円	1,795円
要介護 5	1,278円	40円	22円	550円	1,890円

※ 送迎を行わない場合は、片道につき47円引かれます。

● 2割負担

項 目	①基本料	②入浴加算	サービス提供 体制加算 I	食 費	ご利用者負担額
要支援 1	1,546円	80円	44円	550円	2,220円
要支援 2	1,748円	80円	44円	550円	2,402円
要介護 1	1,788円	80円	44円	550円	2,462円
要介護 2	1,978円	80円	44円	550円	2,652円
要介護 3	2,172円	80円	44円	550円	2,846円
要介護 4	2,366円	80円	44円	550円	3,040円
要介護 5	2,556円	80円	44円	550円	3,230円

※ 送迎を行わない場合は、片道につき94円引かれます。

● 3割負担

項 目	①基本料	②入浴加算	サービス提供 体制加算 I	食 費	ご利用者負担額
要支援 1	2,319円	120円	66円	550円	3,055円
要支援 2	2,592円	120円	66円	550円	3,328円
要介護 1	2,682円	120円	66円	550円	3,418円
要介護 2	2,967円	120円	66円	550円	3,703円
要介護 3	3,258円	120円	66円	550円	3,994円
要介護 4	3,549円	120円	66円	550円	4,285円
要介護 5	3,834円	120円	66円	550円	4,570円

※ 送迎を行わない場合は、片道につき141円引かれます。
介護処遇改善加算Ⅰ・・・1ヶ月の合計単位(①+②×利用日数)の18.1%にあたる単位
が加算されます。(この加算額はご利用者によって毎月異なります。)

延長料金・・・・・・「8時間以上9時間未満」

(7時間以上8時間未満のご利用者負担額に要介護度に応じて28円
から42円(1割負担の場合)が加算されます。この金額は、2割
負担の場合はその倍、3割負担の場合は3倍となります。)

(3) 支払い方法

当月の利用料を翌月10日までにご請求いたします。支払いは、請求月の月末
までに、指定口座への振込か窓口での現金払いとなります。振込時の手数料は
ご利用者負担とします。ご入金後、領収書を発行いたします。

(4) 利用の中止、変更、追加

予定利用日の前に、ご利用者都合により通所サービスの利用を中止又は変更、
もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。
この場合は、サービス実施日の前日までにお申し出ください。

5. 相談・苦情対応について

当事業所には相談・苦情に対する担当者を設置しておりますので、お気軽にご相談
ください。

ご要望や苦情等は、担当者にお寄せいただければ速やかに対応いたします。

(1) 苦情受付担当者

遊逢管理者 岩崎 あゆみ

電 話 78-3022

受付時間 午前8時00分～午後5時00分

(2) 苦情解決責任者

社会福祉法人椎原寿恵会 法人部長 片平 知博

電 話 080-8384-0228

受付時間 午前8時30分～午後5時30分

(3) 第三者委員

中村 千尋 0993-52-3926

内司 啓子 0993-53-2448

(4) 南さつま市役所 介護給付係 電話0993-76-1527

南さつま市加世田川畑2648

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

(5) 鹿児島県庁 高齢者生き生き推進課 電話099-286-2696

鹿児島市鴨池10-1

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

(6) 国民健康保険団体連合会 介護相談室 電話 099-213-5122
鹿児島市鴨池新町7-4
受付時間 午前8時30分～午後5時00分

6. サービスの第三者評価の実施について

当事業所が提供するサービス内容についての、第三者からの評価の実施について

- (1) 第三者評価の実施有無：無
- (2) 実施した直近の年月日：無
- (3) 第三者評価機関名：無
- (4) 評価結果の開示状況：無